

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して、国民年金保険料は近所の人と一緒に組に納めていた。組当番として自分が集金した記憶もある。義父に国民年金に加入していることを知られ、夫が共済年金だから必要ないと言われ、保険料の納付をやめたが、50 年ごろ、友人に「掛けておかないと年金をもらえなくなるよ。」と勧められて 2 回目の加入手続をした。1 回目の加入期間の記録が無くなっているということなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回で、12 か月と短期間である上、申立人は、昭和 50 年 7 月に国民年金に任意加入した後の国民年金加入期間における国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時の状況を詳細に記憶しており、国民年金に加入した経緯及び脱退した理由、国民年金保険料の出所等についての説明は具体的で、不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、申立人の長女が小学校に上がるころに、現在居住している地区に引っ越し、A 市役所 B 支所において国民年金への加入手続を行ったとしているところ、戸籍及び住民票により、申立人の供述どおり、申立人の長女が小学校に入学する昭和 36 年 4 月に当該地区に転居したことが確認できるほか、申立期間当時、同支所は設置され、加入手続を行えたことも確認できる上、申立人が納付していたとする国民年金保険料についても当時の保険料額と一致しており、時期は明確でないものの、同市では集金組織が設置されていたことも確認できること等から、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

国民年金保険料は、国民年金に加入した当初の 1 年又は 2 年の間は町内会の組に、その後は婦人会に妻と弟の分も含めて 3 人分を納めていた。申立期間について、弟の保険料はきちんと納付されているのに、妻と私の保険料が納付されていないことになっているのはおかしい。妻は現在、障害基礎年金を受給中であるため、自分のみ申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、共に国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであるなど、夫婦共に納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、昭和 36 年 1 月又は同年 2 月ごろに市による国民年金制度の説明を受け、申立人、その妻及び弟の 3 人分の加入手続きを行い、国民年金保険料は、当初は町内会に、その後は婦人会に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、36 年 3 月 8 日に申立人の妻及び弟と連番で払い出されていることが確認できる上、市に照会した結果、申立人が居住していた地区において、町内会による国民年金保険料の集金時期は確認できなかったものの、婦人会による集金は 38 年ごろから行われていたとしていることから、申立人の供述と符合している。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から申立人の弟が結婚した 41 年 2 月ごろまで、申立人、その妻及び弟の 3 人分を納付していたとしているところ、申立期間を含め当該期間における申立人の弟の保険料はすべて納付済みとされている上、申立人の弟に聴取したところ、結婚するまでの間は申立人が保険料を納付していたと供述していることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月、自治会の人が集金に来てくれて納付していた。私たち夫婦も自治会に加入していたので保険料の集金をしたことがある。未納となっていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の保険料についても現年度納付されており、申立期間当時、転居等環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から同年 12 月まで

昭和 45 年 3 月以前は、夫婦共に年金制度への認識が高くなかったので国民年金保険料を納めていなかったかもしれないが、同年 4 月からは年金制度の重要性を理解し納付してきた。保険料は夫が納付しており、46 年 9 月から同年 12 月までの保険料についても納付していたので、未納ということは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、A 市への転入後、同市担当者から年金制度についての説明を受け、その重要性を理解したため、昭和 45 年 4 月以降の国民年金保険料を納付したとしているが、同月以降については、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ 4 か月と短期間である。

また、申立人は、60 歳となった後に国民年金に任意加入しているが、これは申立期間以前の未納分を補うため、高齢任意加入制度が始まったころに教示を受け、後年、加入したものであり、以前から保険料納付の意識が高かったことがうかがえる。

さらに、年金制度の重要性を理解して昭和 45 年 4 月分から国民年金保険料の納付を始めた経緯^{びょう}についての申立人の夫の説明も具体的で信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和40年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和40年11月1日から同年12月14日まで
④ 昭和45年9月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和47年9月29日から同年10月1日まで
⑥ 昭和51年12月15日から52年7月まで

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記録において、申立期間①のB社（現在は、C社）、申立期間②のD社、申立期間③のE社、並びに申立期間④、⑤及び⑥のA社（昭和48年3月30日にF社に事業所名変更）の記録が無いとされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持しているA社に係る昭和45年10月分給与支払明細書及び昭和47年給与所得の源泉徴収票並びにF社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間④、⑤及び⑥の期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、当該源泉徴収票から判断すると、申立期間⑤の期間において、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録によると、A社は昭和47年9月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出が行われていることが確認できるが、同社の業種及び当時の従業員数から、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、A社に係る昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間⑤において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、A社に係る申立期間④については、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は昭和45年10月1日であり、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、同社に係る申立期間④及び⑥の期間における厚生年金保険料の控除の状況についてF社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間⑥以前にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

申立期間①については、申立人のB社に係る雇用保険加入記録及び同社が保管している申立人に係る労働者名簿共に、昭和39年2月25日資格取得（雇用）、40年5月31日離職（解雇）となっており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、C社は、申立期間①における厚生年金保険の適用状況等に係る資料は残っていないと回答している上、申立期間①に同社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、連絡を取ることはできなかったため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、D社は昭和42年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査で連絡先が分かった当時の社長に照会を試みたものの連絡が取れなかったため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②にD社に在籍していた同僚に照会したところ、複数の同僚が入社してしばらく（うち一人は2年程度）は厚生年金保険に加入していなかったと供述していることから、同社においては、必ずしも入社と

同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②を含む昭和40年2月16日から同年8月31日までの期間に資格を取得した者はおらず、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間③について、申立人が所持しているE社に係る昭和40年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は申立期間③にも同社で勤務していたことは確認できるが、同源泉徴収票においては、申立期間③に係る厚生年金保険料等の社会保険料は給与から控除されていない。

また、社会保険事務所の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和40年12月14日であり、申立期間③については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、社会保険庁の同社に係る職歴審査照会回答票に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ても、すべて同年12月14日以降となっている。

さらに、E社は昭和41年7月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査で連絡先が分かった当時の社長に照会したものの既に他界しているため、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 2 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和 23 年 2 月から同年 7 月までは 300 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 1,800 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 20 日から 24 年 2 月 20 日まで

A社に昭和 24 年 2 月 19 日まで勤めていた。申立期間においても厚生年金保険料を給与から引かれており、健康保険証を同年 2 月 20 日ごろ返却した記憶がある。同社から健康保険・厚生年金保険被保険者台帳の写しをもらったので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社員名簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が申立期間にも同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の資格喪失日は昭和 24 年 2 月 20 日と記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 23 年 2 月 20 日とされているが、同名簿には申立期間内の同年 8 月 1 日付けで申立人の標準報酬月額改定が行われたことが記録されており、この改定の記録を前提とすると、申立人が同年 2 月 20 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 24

年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳の昭和23年1月及び同年8月の記録から、同年2月から同年7月までは300円、同年8月から24年1月までは1,800円とすることが妥当である。

三重国民年金 事案 553

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月

平成7年5月に会社を退職し、同年6月に別の会社へ入社した。国民年金加入はこの間のみである。

国民年金の加入手続は、平成7年5月ごろに妻が市役所で行い、申立期間の国民年金保険料は、同年5月から同年7月ごろの間に、郵送された納付書に現金を添えて、妻が妻の分と併せて市役所で納付した。

申立期間について、妻は納付済みなのに私が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は、厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であり、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した平成7年5月ごろに申立人の妻が申立人の国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の妻に聴取しても、申立人の国民年金への切替手続についての記憶は明確でない上、社会保険庁の記録及び市の記録共に、申立期間及びその前後において、申立人の国民年金の資格取得及び資格喪失が行われた形跡は無く、申立期間は未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金への加入手続については、私の20歳の誕生日前後に、母親が市の出張所において行った。その後、年金手帳が郵送されてきて、母親が同出張所で申立期間分の国民年金保険料を現金で納付した。

私は、昭和50年3月に結婚したので、同年4月に変更手続をしたが、その時には同年3月までの国民年金保険料は納付済みであったと思われ、母親からも「金を払ってやった。」と言われた記憶がある。

その数年後に別番号の年金手帳が郵送されてきて2冊になったので、1冊は社会保険事務所に返した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人を通じて、申立人の母親に聴取しても、申立期間当時の記憶が不明確であり、申立人の国民年金への加入及び国民年金保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和51年2月に払い出されているが、申立期間について、申立人の婚姻前の名字を含め氏名を幾通りか替えるなどして調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとする市の出張所では過年度納付を取り扱っていなかったとしていることから、同出張所では納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人は、昭和 50 年 4 月に変更手続を行ったと主張しているが、変更内容等に関する記憶が無い上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市の国民年金被保険者名簿は共に、申立人が婚姻した後の住所及び氏名で記録されており、婚姻前の氏名等を訂正したような形跡も無く、その記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年1月までの期間及び42年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年1月まで
 : ② 昭和42年4月から45年3月まで

昭和45年当時、町役場の委託を受けた集金人から免除期間中の国民年金保険料を半分以上納付すれば、年金を受け取る時に全額受け取ることができるとの説明を受けた。1度に払うことが困難であったので、1年ほどかけて保険料を3回に分けて集金人に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和45年ごろに、1年ほどかけて国民年金保険料を3回に分けて集金人に追納したと主張しているが、申立人は追納額や追納手続等についての記憶が無く、申立人を通じて当時の集金人に聴取しても、追納について記憶が無いとしている上、社会保険事務所及び町役場の記録においても、追納手続が行われた形跡も無い。

さらに、申立人は、免除期間中の国民年金保険料を半分以上納付すれば、年金受給時に全額受給できる旨の説明を受けたと主張しているが、制度上、このような取扱いが行われたことは無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 556

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

将来のために昭和 51 年 11 月に国民年金に任意加入したが、途中で資格喪失の届出をした記憶は無い。申立期間当時は、国民年金保険料の支払いに別段困るような状況ではなかったし、国民年金を途中で止める理由も無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月の時点で、任意加入の喪失手続を行った記憶が無いとしている一方、申立期間後の 61 年 4 月における第 3 号被保険者の該当手続の記憶も無く、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 58 年 4 月 29 日に資格喪失した旨の記載がある上、当該資格喪失日は、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とも一致しており、当該被保険者名簿には、資格喪失の届出年月日欄に 58 年 4 月 28 日と記載されているなど、その記載状況に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 557

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろまで A 市等で働いていたが、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、実家のある B 市で母親が行っていた。

私は給料の 8 割ぐらいを母親に送金していたので、保険料はその中から払っていたようだ。

申立期間について、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料の納付状況をみると、昭和 36 年度及び昭和 38 年 6 月から同年 11 月までの期間は未納、37 年 4 月から 38 年 5 月までの期間は 39 年 4 月から同年 12 月にかけて過年度納付、38 年 12 月から 41 年 5 月までの期間については、同期間のうち 38 年 12 月から 39 年 3 月までの期間は納付日が不明であるが、同年 4 月以降は 41 年 6 月から 42 年 8 月にかけて過年度納付していることから、申立人の母親は現年度内に保険料を納付している状況はみられない上、申立人の国民年金保険料の納付状況についても、申立期間直後の 39 年度及び 40 年度の保険料は時効直前の 41 年 6 月に過年度納付されていることから、申立人の保険料の納付も 39 年度分から開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料が最初に納付されたと考えられる昭和 41

年6月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の妹についても、昭和36年7月から38年3月までの厚生年金保険加入期間を除き、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が経営していた飲食店で毎月末に集金に来ていた市役所の人に納付していた。一緒に納付した妻の記録は納付済みなのに、私は国民年金に加入した記録も無い。

国民年金の加入手続や保険料納付は、他界した元事務員に任せていたので、その状況は不明であり、証明資料も無く、申立期間当時のことを知っている人も他界している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が経営していた飲食店に勤務していた事務員が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする事務員も他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には、国民年金に加入した記録は無い上、社会保険庁及び市の記録共に、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっているため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は、13 年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び60年8月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和60年8月から62年9月まで

申立期間①については、国民年金制度ができた時に、申立期間②については、厚生年金保険を辞めた後に、それぞれ市役所において国民年金への加入手続を行い、市役所内の銀行で国民年金保険料を納付していた。申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月19日に申立人の姉と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和40年8月25日の発行日が記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を勘案すると、その時期に国民年金への加入手続が行われたと考えるのが自然である上、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を銀行において納付したと主張しているが、申立期間①当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、納付書による銀行での納付はできないことから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人は、昭和41年1月から申立人が60歳に到達する70年12月（平成7年12月に相当）までの国民年金保険料を41年1月10日に前納し

た領収書を所持しているが、当該期間のうち 49 年 1 月から平成 7 年 12 月までの保険料については、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い精算され、昭和 49 年 5 月に還付されていることが確認できる上、申立期間②について、申立人は、60 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、市役所において国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、市の記録によると、平成元年 9 月 21 日に国民年金への加入届が提出された旨が記載されており、それらの記録に不合理な点はみられない。

その上、申立人は、申立期間②直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、平成元年 9 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、遡^{そきゆう}及して納付することが可能な期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年6月まで
昭和49年11月17日から50年6月30日までは無職で家にいたので、母親が国民年金保険料を払ってくれていたように思う。
申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は昭和53年9月2日となっている上、当該被保険者資格の取得日は、社会保険事務所及び申立人が当時居住していた村の記録とも一致している。このため、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月まで
昭和 36 年 4 月に国民年金に加入したが、40 年 10 月に独立するまで両親、兄夫婦と同居していたため、国民年金保険料については両親が納付していた。申立期間について、同居していた兄の保険料は納付されているのに、兄弟である自分の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親も他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその兄の国民年金保険料の納付状況について、市の納付記録及び申立人から提出された申立人の兄の保険料納付に係る領収書の写し等により確認すると、申立人及びその兄共に、昭和 36 年度及び 37 年度の保険料は昭和 38 年 3 月に、38 年度の保険料は 40 年 2 月に一括して納付されていることから、過年度納付等により一定期間をまとめて後日納付している状況がうかがえる。さらに、申立期間以降における申立人の兄の保険料の納付状況をみると、39 年度の保険料は 40 年 10 月に一括して納付されており、40 年度の保険料は 40 年 6 月以降に納付されているところ、その時点では、申立人は共済年金に加入していることから、申立人の両親が申立期間の保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 43 年 1 月まで

私はA社で同僚のB氏と一緒に勤務していたが、同氏には同社における厚生年金保険への加入記録があることから、私も同社で厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間のうち昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 2 日までの期間にC社において厚生年金保険被保険者となっているが、申立人は、当該期間も含めて申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 38 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち同年 11 月 30 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚（一人）に照会したところ、「私は昭和 38 年ごろから申立期間以降までA社で勤務していたが、申立人は同社の社員ではなく同社の下請会社であるC社の社員であった。」旨の供述があったことから、申立人は申立期間のうち少なくとも 38 年ごろ以降はA社では勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚は、本人が記憶しているA社への入社時期の少なくとも数か月以上後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、申立期間にA社に在籍していた同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A社は昭和61年11月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 22 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険への加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は学校の紹介で昭和 38 年 4 月 1 日にA社へ入社し、41 年 4 月までの3年間は、同社又は関連会社であるB社で正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又はB社で勤務していたと主張しているが、両社における勤務時期についての記憶は不明確であるとしている。

これら2社については、登記簿により当時の事業主及び所在地が同一であることが確認できることなどから関連会社であったと考えられるところ、B社は昭和 42 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、現存しているA社に、同社及びB社における申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、53 年以前の資料は残っておらず、当時のことを知っている在籍者もいないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が記憶している同社の同僚6人のうち3人について被保険者記録が確認できない。

さらに、上記の被保険者原票によると、申立人は昭和 38 年 4 月 1 日にA社において被保険者資格を取得し、同月内に資格喪失しているところ、申立期間に同社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち

連絡先が分かった一人に照会した結果、申立人は同社に入社後すぐに自ら希望してB社へ異動したと回答していることから、申立人はB社への異動により申立期間にはA社では勤務していなかったとも考えられる。

加えて、申立人が記憶しているB社の同僚6人のうち連絡先が分かった一人に照会しても、申立人を覚えていないと回答している上、申立期間に同社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が記憶している同僚6人のうち二人についても被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 3 日から 44 年 8 月 1 日まで
② 昭和 44 年 8 月 1 日から 50 年 2 月 26 日まで

昭和 38 年 3 月に A 市 B 町から C 町 D 地区へお嫁入りし、39 年 2 月に子供が生まれ、その 4 か月ぐらい後から E 社の工場で勤めた。その工場は、申立期間①においては同社の工場であったが、申立期間②には F 社の工場となった。勤めていたのは皆 D 地区の方であり、20 人ぐらいであった。同僚には E 社における厚生年金保険被保険者記録があるのに、私に無いのは不思議であり、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和 42 年 6 月 16 日から 46 年 4 月 27 日までは G 社、同年 4 月 29 日から同年 7 月 27 日までは H 社において厚生年金保険被保険者となっているが、申立人は申立期間①には E 社、申立期間②には F 社で勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかし、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は昭和 44 年 8 月 1 日であり、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、E 社は昭和 48 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の妻に連絡が取れたため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の厚生年金保険通知書、労働者名簿等の資料に申立人の名前は無い。また、従業員は顔見知りの方ばかりであったため、ほ

とんど名前を覚えているが、申立人の名前に覚えは無い。」との回答があった。

さらに、申立人が記憶しているE社の複数の同僚及びそれ以外の昭和44年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、いずれも同社で申立人と一緒に勤務した記憶は無い又は不明確であると回答している。

申立期間②については、申立人の雇用保険加入記録から、申立人が昭和48年9月1日から50年2月25日までF社で勤務していたことは確認できるが、46年4月27日から同年7月26日までの期間については、H社I工場における雇用保険加入記録があり、当該記録は上記の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

また、F社は平成5年8月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②にF社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

加えて、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているF社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無い。

また、申立人が居住している市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立期間①及び②のうち、昭和39年6月から42年5月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間は国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 7 日まで

私は、A事業所に訪中記を書いたことがきっかけで同事業所に就職した。事業主はB氏であり、同僚にC氏、D氏がいた。取材はバイクでしており、事故の心配もあったので、健康保険及び厚生年金保険にはすべて入っていたと思う。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A事業所が法人化後にE社として厚生年金保険の適用事業所となった年月日は平成元年7月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。このことについて、法人登記簿によると、同事業所が法人化されたのは申立期間より後の昭和 57 年 12 月であり、申立人も「申立期間当時、A事業所の従業員は4人であった。」と供述していることから、同事業所は申立期間当時には厚生年金保険への加入義務は無かったことがうかがえる上、当時の事業主は他界しているため、その妻に照会したところ、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年である。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、申立期間の前後に勤務した事業所に係る記録はあるが、申立期間における加入記録は無い上、当時の事業主の妻も、申立人を覚えていないと供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無い。年金の裁定請求の際にも脱退手当金を受け取った記憶は無いと申し立てたが、脱退手当金は支給済みと言われてあきらめていた。しかし、昭和 57 年 12 月から勤めたB社の方から「A社で届け出た名字が間違っていたため、訂正届を出しました。」とのメモ書きを受け取った。名字が間違っていたことから脱退手当金が他人に支給されたのではないかという気持ちがあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金請求に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 10 月の前後（昭和 34 年 1 月から 42 年 1 月までの期間）に資格を喪失した者 11 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 人が脱退手当金を受給しており、そのうち 8 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されている。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人の名字が訂正され

た形跡はあるものの、上記の被保険者原票では申立人の氏名は間違っていないことから、別の被保険者と取違えたことは考えられない上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
高校卒業後昭和 32 年 4 月 1 日より 33 年 3 月 31 日まで県所属の A 丸という引船に乗っていた。船長と機関長の二人は県の職員で、甲板員として年配の先輩と自分を含めて 4 人がその船を動かしていた。船での勤務がない時は県の直営工事の作業員として勤務した。当時の先輩が B 県 C 事業所に証明を頂いて、年金を支給されていると話していたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した B 県 D 事業所（現在は、B 県 E 事業所）の当時の係長が記載した証明書及び同事業所への照会結果から、申立人が申立期間に A 丸に乗船し勤務していたことは推認できる。

上記の証明書及び申立人の供述から、申立人が乗船していた A 丸は B 県 D 事業所が所有していた船舶であると考えられるが、社会保険事務所が保管している同事業所の船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無い上、申立期間を含め昭和 31 年 8 月 1 日以降に船員保険被保険者資格を取得した者はいない。

また、申立人の申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について B 県 E 事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、上記の被保険者名簿に記載されている同僚 5 人への照会を試みたものの、いずれも既に他界している又は連絡先が不明であるため、当時の B 県 D 事業所が所有する船舶における船員保険適用に係る取扱い等についての

供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認ができる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

他事業所でアルバイトをしている時に、A事業所（現在は、B社）に紹介され、私は大学で習得した技術があったので、同事業所の事業主から、昭和 36 年 3 月 18 日に卒業した後すぐに正社員として働いてほしいと誘われた。仕事は臨床検査で寄生虫や梅毒の検査であった。給与は他事業所と比べて高かったのでA事業所に入社した。同時期に就職した同僚にC氏、D氏及びE氏がおり、その3人について 36 年 4 月からの厚生年金保険被保険者記録があるのなら、私の記録も当然あるはずである。なお、そのほかに同僚としてF氏やG氏がいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は同僚3人と同時期にA事業所に入社したとしているが、これら3人のうち連絡先が分かった一人に照会したところ、「申立人は私より後に入社したように思う。」との回答があった。

さらに、上記3人を除く申立期間にA事業所に在籍していた同僚のうち連絡先が分かった一人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不

合理的な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。